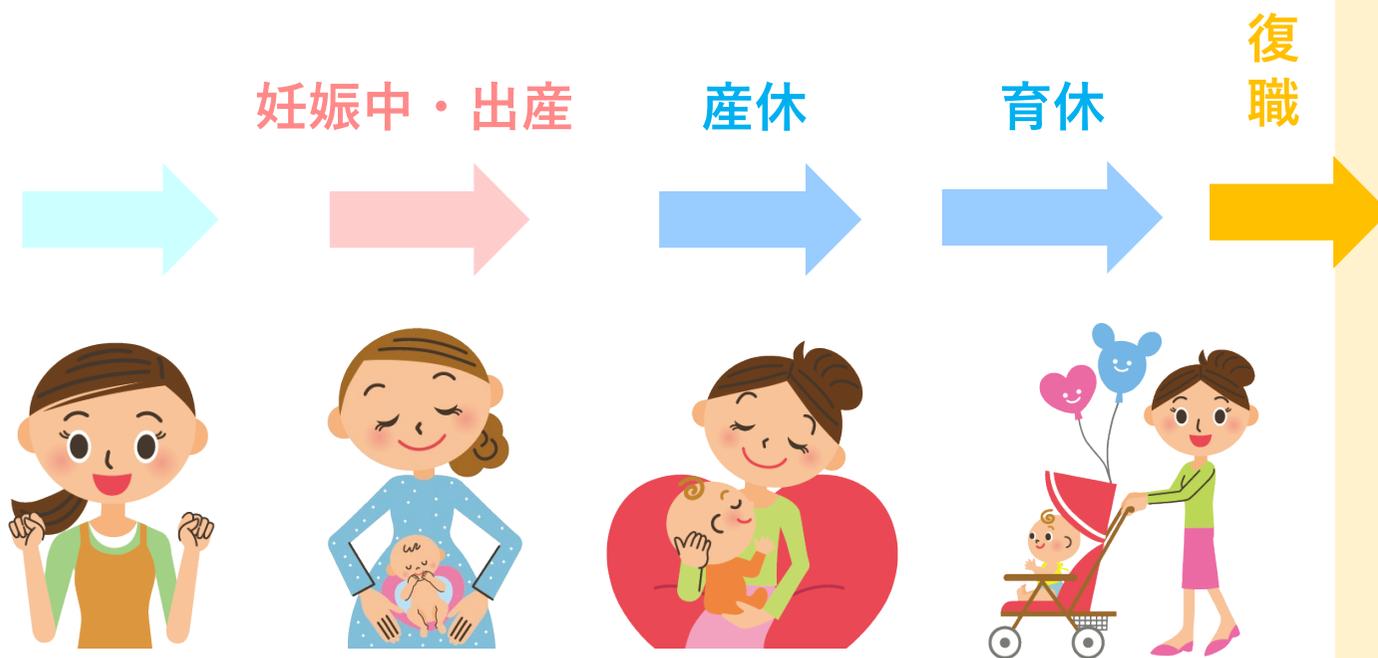


令和5年度 介護職員等養成支援事業 両立支援制度について



「仕事と介護を両立できる職場環境」の整備促進について

両立支援制度は、妊娠・出産・産休・育休後、復職をした事業所職員が子育てをしながら働く事を支援する制度となっております。



両立支援制度



両立支援制度対象事業所

介護保険法及び老人福祉法に規定する事業者
障がい福祉サービス事業者
児童福祉法に規定する事業者

事業の対象となる期間

事業申請日から**令和6年3月31日（2024年3月31日）迄**

代替職員の派遣時間等

1事業所当たりの代替職員の派遣時間については対象となる現任介護職員が**両立支援制度を活用した時間数**とするが、**現任介護職員1人当たりの制度活用期間は12ヶ月**を上限とする。

派遣料金の請求について

両立支援制度の活用に係る代替職員派遣については**派遣先事業所等から派遣料金の1/4相当額の支払いを求める。**

事業対象
時間数の
派遣人件費
の**3/4**が助成
されます。



両立支援活用職員



代替派遣職員

対象職員
1名につき
最大**12ヶ月**

①派遣の対象となる両立支援制度の種類 妊娠期の支援

ア 保健指導又は健康診査を受けるための時間の確保の制度



妊娠中の女性職員が**保健指導・健康診査を受けるために必要な時間を確保する。**
また、妊娠中の女性職員が健康診査等を受け、医師等から指導を受けた場合は、
その女性職員が受けた指導を守ることができるようにするため、
勤務時間の変更の措置を講じる。

②派遣の対象となる両立支援制度の種類 3歳に満たない子(0歳～3歳)

職場復帰後の支援

ア 育児時間の制度



生後満1年に達しない子を
育てる女性従業員から
請求があった場合、
授乳、その他の世話を
行うための育児時間を、
**通常の休憩時間以外に
1日2回各30分与える**

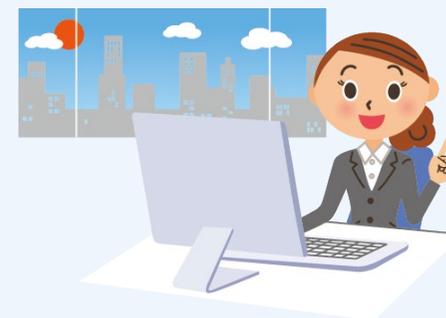
イ 育児短時間勤務制度



3歳に満たない子を
養育する従業員について、
労働者が希望すれば
勤務時間を短縮する。

例) **8:30～17:30 ⇒ 9:30～16:30**
前後1時間短縮 1日2時間

ウ 所定外労働の制限の制度



3歳に満たない子を
養育する従業員から申出が
あった場合、
所定外勤務時間を免除する。

③派遣の対象となる両立支援制度の種類 小学校就学前(0歳～6歳)

職場復帰後の支援

エ 看護休暇制度



小学校就業前の子を養育する従業員から申出があった場合、子どもの看護休暇を取得させる。
 当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は10日を限度として子の看護休暇を取得できる。
 (4月1日～3月31日迄)

オ 時間外労働の制限の制度



小学校就業前の子を養育する従業員から申出があった場合、
1ヶ月24時間、1年150時間を越える時間外労働をさせない。

カ 深夜業の制限の制度



小学校就学前の子を養育する従業員から申出があった場合、
深夜業（午後10時～午前5時）に労働させない。

④両立支援事業対象者の確認方法について

A 育児短時間勤務制度

- 就業規則(両立支援制度や勤務時間帯が確認出来る資料)
- 雇用契約書
- 産休前と産休後の勤務実績(勤務配慮が確認出来る資料)

毎月の勤務実績により対象時間数が変動。

8月 1日2時間×18日出勤=36時間

9月 1日2時間×20日出勤=40時間

B 深夜業の制限の制度

- 就業規則 (両立支援制度や勤務時間帯が確認出来る資料)
- 雇用契約書
- 産休前と産休後の勤務実績 (勤務配慮が確認出来る資料)

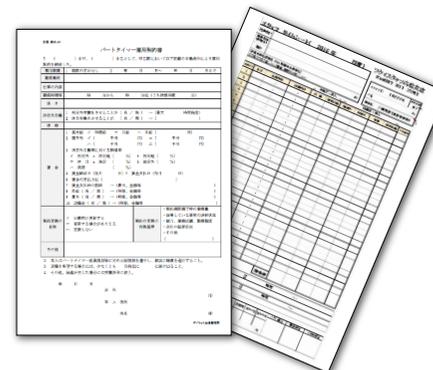
毎月の勤務実績に大幅な変更が無い限り一定。

16時間×5回=80時間 (就業規則に定められている夜勤時間帯)

A、Bを組合せる事も可能 30時間+80時間=110時間

※組合わせる場合Bの対象時間数は、勤務日数より平均夜勤回数を除いた日数で算出致します。

例) 9月 1日2時間×(20日出勤-夜勤5回)=30時間



⑥両立支援事業の実際の計算について-1

(初任者研修/ホームヘルパー2級の場合)

A 育児短時間勤務制度

請求単価1,600円×168時間勤務=268,800円

両立支援事業利用1日2時間×20日=40時間

168時間-40時間=128時間 1,600円×128時間= **204,800円**

1,500円×40時間=60,000円の4分の3が免除 **15,000円**

204,800円+15,000円=219,800円

ご請求金額

通常の請求額

268,800円

制度を利用した場合の請求額

219,800円

1名につき毎月

-49,000円補助!

B 深夜業の制限の制度

請求単価1,600円×168時間勤務=268,800円

両立支援事業利用16時間×5日間=80時間

168時間-80時間=88時間 1,600円×88時間= **140,800円**

1,500円×80時間=120,000円の4分の3が免除 **30,000円**

140,800円+30,000円=170,800円

ご請求金額

通常の請求額

268,800円

制度を利用した場合の請求額

170,800円

1名につき毎月

-98,000円補助!

両立支援制度を複数使用している場合は、時間数を合算しての適用が可能です。

※上記の場合は(A、B)を合わせて30時間+80時間=110時間

(組み合わせる場合Aの対象時間数は、勤務日数より平均夜勤回数を除いた日数で算出致します)

⑥両立支援事業の実際の計算について-2

(初任者研修/ホームヘルパー2級の場合)

A 育児短時間勤務制度

	通常請求	両立支援事業活用分
①請求時給	1,600円	通常請求額 a 1,600円 事業対象請求額 b 1,500円
②勤務時間数	168時間	168時間
③ご請求金額 (①×②)	268,800円	268,800円
④両立支援事業活用時間	0時間	40時間
⑤通常請求時間 (②-④)		128時間
⑥通常請求金額 (⑤×①) a		204,800円
⑦両立支援対象金額 (①×④) b		60,000円
⑧両立支援事業補助金額 (①×④の4分の3)		45,000円
⑨ご請求金額 (両立支援対象分) ⑦-⑧		15,000円
⑩ご請求金額 (⑥+⑨)	268,800円	219,800円

B 深夜業の制限の制度

	通常請求	両立支援事業活用分
①請求時給	1,600円	通常請求額 a 1,600円 事業対象請求額 b 1,500円
②勤務時間数	168時間	168時間
③ご請求金額 (①×②)	268,800円	268,800円
④両立支援事業活用時間	0時間	80時間
⑤通常請求時間 (②-④)		88時間
⑥通常請求金額 (⑤×①) a		140,800円
⑦両立支援対象金額 (①×④) b		120,000円
⑧両立支援事業補助金額 (①×④の4分の3)		90,000円
⑨ご請求金額 (両立支援対象分) ⑦-⑧		30,000円
⑩ご請求金額 (⑥+⑨)	268,800円	170,800円

ご請求金額 通常の請求額 268,800円 - 制度を利用した場合の請求額 219,800円

1名につき毎月 **-49,000円補助!**

ご請求金額 通常の請求額 268,800円 - 制度を利用した場合の請求額 170,800円

1名につき毎月 **-98,000円補助!**

両立支援制度を活用されている職員が2名の場合、派遣スタッフ2名に対して適用が可能な為、事業を有効活用した配置に効果がございます。

⑦実際の両立支援事業申請方法について

申請書はツクイスタッフコーポレートサイトor直接メール送信可能です。
 ご不明な点がございましたらツクイスタッフ高知支店迄お問合せ下さい。

TEL.088-826-2030

① <https://corp.tsukui-staff.net/itakujigyo/>



右上にある
サイトマップをclick!

②



初回のみ

両立支援事業申請書

就業規則

契約書

勤務実績 (制度活用前)

+

勤務実績
(制度活用後)

対象職員勤務予定表

事業申請後は毎月提出して下さい

就業規則 (両立支援制度が確認出来る資料)
 雇用契約書
 勤務配慮前の勤務実績表 (タイムカード等)
 ※勤務配慮前3~6ヶ月前程度
勤務配慮後、産休後の勤務実績表及びシフト表

⑦代替派遣職員の配置の注意点

同一事業所



両立支援活用職員



代替派遣職員

労働者派遣契約となりますので適用時間以外は通常の派遣料金が請求されます。

デイサービス、グループホーム、特別養護老人ホームといった事業所単位で配置して下さい（他事業所と兼務は不可）

両立支援活用職員と同一事業所で勤務しないと適用されません。（シフト表で毎月確認致します）

対象者1名につき代替職員は1名派遣可能です。（最大12ヶ月間）